

委託業務特記仕様書（令和8年8月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。委託業務共通仕様書について

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によっ

て決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（W e b 会議【受注者希望型】）

第5条 本業務は、建設D Xによる業務の効率化を目的とした「W e b 会議（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「W e b 会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、W e b 会議の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

W e b 会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（W e b 検査【受注者希望型】）

第6条 本業務は、建設D Xによる業務の効率化を目的とした「W e b 検査（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「W e b 会議実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、W e b 検査の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施の範囲等を決定するものとする。

W e b 会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第7条 本業務は、建設D Xによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用する

こととする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（C I M活用業務【受注者希望型】）

第10条 本業務は、C I M（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「C I M活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「C I M活用業務試行要領」を適用する。

2 受注者は、C I M活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

3 本業務に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第11条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する

場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第12条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「簡易動的コーン貫入試験及び簡易地下水調査業務 特記仕様書」による。

簡易動的コーン貫入試験及び簡易地下水調査業務 特記仕様書

1. 業務目的

能登半島地震においては、沢埋め（谷埋め）高盛土を中心に多くの盛土の被災が確認され、道路の交通機能が途絶した区間が多数発生した。

本県では、これらを踏まえ、盛土本体（路面を含む）のすべりや流動による大規模な崩壊（以下、大規模崩壊という）による道路機能の著しい喪失を防止するため、今回被災箇所と類似の盛土箇所について、地山の地形、地下水及び盛土材料の物性・強度などの観点から盛土の性状を確認するための点検を実施する。

2. 点検対象

点検対象は、以下のすべての条件に該当する盛土

- 1) 法尻から測った盛土高おおむね10m以上の盛土
- 2) 地山傾斜地等の水の集まりやすい地形条件に造成された盛土

3. 調査内容

調査箇所については、雨水や湧水などの状況や道路構造について、状況写真や横断図（ペーパーロケーションレベル）の現地調査を実施済みであり、その調査結果を貸与する。

1) 簡易動的コーン貫入試験

- ・盛土法尻から高さで2m上方付近の法面（ふとんかご、擁壁、補強土壁などの構造物を有する盛土については、これらの構造物の天端から約2m上方の法面）において、Nd値が30を超える深度まで貫入試験を行うこととし、最大2m深まで行う。
- ・同一盛土内で最も低い箇所を基本とするが、盛土形状、原地形、湧水の状況を踏まえて設定する。
- ・周辺地山勾配等を踏まえて盛土内と判断される範囲のNd値から平均Nd値を算出する。
ただし、最終貫入深のNd値は除外

2) 簡易水位調査

- ・サウンディング孔を利用した電極等による簡易な水位観測は、簡易動的コーン貫入試験により生じた径の細い孔に管を挿入した上で、管内に超小型センサー類（水検知のための電極や温度センサーなど）を挿入して観測を行う。
- ・なお、サウンディング孔が試験直後に閉塞し、管等の挿入が困難な場合は近傍で再度試験を行うこととし、それでも閉塞する場合は地下水位が高いと判断してよい。
- ・降雨後、1～2日以内に行うことが望ましい。

4. 調査結果とりまとめ

「令和6年度能登半島地震を踏まえた盛土のり面の点検要領」に基づき、対策工の必要性の有無を判断するとともに、必要な詳細調査の項目数量及び概算調査費をとりまとめる。

5. 業務概要

- (1) 打合せ協議
- (2) 計画準備
- (3) 資料収集整理・現地調査
- (4) 現地簡易調査の実施
 - 1) 簡易動的コーン貫入試験
 - 2) 簡易水位調査
 - 3) 準備・後片付け
- (5) 簡易現地調査結果とりまとめ

(6) 報告書作成

6. 業務内容

(1) 打合せ協議

本業務の打合せは業務着手時、中間打合せ（2 回）、成果品納入時を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。

(2) 計画準備

業務の目的・主旨を把握したうえで、実施方針及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

(3) 資料収集整理・現地調査

対象箇所の調査に必要な資料を収集・整理し、対象箇所を現地調査を行い、現地簡易調査の計画立案や必要な事項を調査・整理する。

(4) 現地簡易調査

3. 調査内容のとおり

1) 簡易動的コーン貫入試験

2) 簡易水位調査

3) 準備・後片付け

(5) 簡易現地調査結果とりまとめ

4. 簡易現地調査結果とりまとめのとおり

(6) 報告書作成

・上記内容について報告書としてとりまとめる。

7. 直接経費

- ・旅費交通費
- ・電子成果品作成費

8. 成果品

(1) 成果報告書 : 1 部 (A4 版、簡易製本)

(2) 上記電子データ : 2 部 (正副各 1 部)

9. その他

受注者は、本業務の実施に際し、規定業務内容の変更又は当該業務以外の調査・調整等の必要が生じた場合は、その段階で発注者（県）とその対応について協議するものとする。

本特記仕様書に定めのない事項については、発注者（県）と受注者が協議して決定する。